令和８年１１月１９日
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職員の懲戒処分について

以下の非違行為があり、当該非違行為者に対して、職員就業規則に基づく懲戒処分を行った。

１　被処分者及び処分の種類
　　施設管理職　停職３月

２　処分発令日
　　令和８年１１月１９日

３　処分の理由
　　職員就業規則違反

４　事案の概要
　　被処分者が、パワーハラスメントに該当する不適切な行為を繰り返し行ったもの。

以上